

「年末・年始の交通事故防止県民運動」の実施

年末、年始の繁忙期には交通事故の増加が懸念されるため、岡山県では「年末・年始の交通事故防止県民運動」が次のとおり展開されます。家庭・職場・地域で活動の輪を広げ、みんなで交通事故を防止して楽しいお正月を迎えましょう。

◆実施期間 12月1日(金)～平成30年1月8日(月)

◆スローガン 「交通ルール 守って無事故の 年末年始」

◆重点目標 ●高齢者の交通事故防止 ●飲酒運転の根絶

●夕暮れ時・夜間における交通事故防止

「飲酒運転には厳罰が…」運転者以外にも厳しく適用されます

年末、年始にかけて、忘年会、新年会、正月など飲酒の機会が増えることから、飲酒運転による事故が増える傾向にあります。飲酒運転をすることはもとより、たとえ自分が運転をしなくても、友人やお客さんなどが飲酒運転をすることを知りながら車を貸したり、車に同乗したり、お酒を提供してはいけません。町民の皆さん一人ひとりが「飲酒運転を絶対にしない、させない」ことを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転には厳罰が...

運転者以外にも厳しく適用されます

運転者	
酒酔い運転	罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金 違反点 35点⇒免許取消し
酒気帯び運転	罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金 違反点 13点(0.15以上0.25mg未満)⇒免許停止 25点(0.25mg以上)⇒免許取消し
運転者以外にも	
酒類提供の禁止	飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供した者に対する罰則 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金 酒気帯び運転の場合 罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金
車両提供の禁止	酒気を帯びて飲酒運転をするおそれのある者に車両を提供した者に対する罰則 酒酔い運転の場合 罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金 酒気帯び運転の場合 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
同乗の禁止	運転者が酒気を帯びていることを知りながら、車両にさせてくれるよう運転者または同乗者、その運転者が飲酒運転をする車内に同乗した者に対する罰則 酒酔い運転の場合 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金 酒気帯び運転の場合 罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

ハンドルキーパー運動推進中

今日は私が飲まずに運転するよ!!

ハンドルキーパーとは、自動車で飲食店などに行く場合に、お酒を飲まずに、帰りに運転をまかされる人のことです。

お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課

生活安全係

電話(0868)54-2621

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を募集しています。

入居を希望される方は、申込期限内にお申し込みください。

住 宅 名	ヴィラヤマセミ団地	ハイランド KAMISAIBARA
住 戸 名	9号室	102号室
所 在 地	鏡野町富東谷414-9	鏡野町上齋原524-5
募 集 戸 数	1戸	1戸
間取り／構造	1DK／木造平屋長屋建	1LDK／鉄骨造
家賃(月額)／共益費	10,000円／700円	20,000円／4,000円
敷 金	家賃の3ヶ月分	10万円
入 居 条 件	(1)鏡野町に住所又は勤務地を有する方 (2)前年の所得が100万円以上ある方 (3)住宅に困窮していることが明らかな方 (4)税金、その他公共料金の滞納が無い方 (5)暴力団員でないこと	(1)鏡野町に住所又は勤務地を有する方 (2)税金、その他公共料金の滞納が無い方 (3)確実な保証能力を有する連帯保証人が2名以上得られる方 (4)暴力団員でないこと
そ の 他	(1)入居希望者が多数となる場合は、住宅困窮度の高い方から決定となります。 (2)単身者向け住宅となります。	(1)単身者向け住宅となります。 (2)入居希望者が多数となる場合は、公開抽選によって入居者を決定します。
申 込 期 限	12月15日(金)まで	
入 居 予 定 日	平成30年1月下旬以降の見込み	
申 込 み ・ 問 合 せ 先	鏡野町建設課 電話(0868)54-2989	